

取引業者からの誓約書の徴取について

平成26年12月26日

最高管理責任者決定

1. 目的

不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着防止の観点から、一定の取引実績を有する取引業者から誓約書を徴取する。

2. 誓約書を徴取する取引業者

- ・前年度取引実績（金額又は回数）上位100社
（但し、国、地方公共団体、独立行政法人等の公共機関。学校法人。国際組織、外国企業等。電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等。弁護士・特許・税理士事務所等。その他、本件対象になじまない業種は除く）

3. 誓約書の内容

- (1) 国立大学法人京都工芸繊維大会計規程及び国立大学法人京都工芸繊維大学契約規則並びに文部科学省が定めた物品供給等各種契約基準を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
- (2) 京都工芸繊維大学における会計内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- (3) 不正が認められた場合は、国立大学法人京都工芸繊維大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- (4) 京都工芸繊維大学構成員（教職員、その他関連する者）から不正な行為の依頼があった場合には、京都工芸繊維大学不正使用に関する通報・相談窓口に連絡すること。

4. 徴取方法

- ・対象取引業者にE-mail送信（又は郵送）により依頼

誓 約 書

当社（当法人）は、国立大学法人京都工芸繊維大学との取引に当たり、下記の事項を遵守することとを誓約します。

記

1. 国立大学法人京都工芸繊維大会計規程及び国立大学法人京都工芸繊維大学契約規則並びに文部科学省が定めた物品供給等各種契約基準を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
2. 京都工芸繊維大学における会計内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、国立大学法人京都工芸繊維大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 京都工芸繊維大学構成員（教職員、その他関連する者）から不正な行為の依頼があった場合には、京都工芸繊維大学不正使用に関する通報・相談窓口に連絡すること。

年 月 日

国立大学法人京都工芸繊維大学長 殿

(住所)

(会社名)

(代表者役職・氏名)

⑩